

平成18年度第10回庁議(臨時庁議) 会議録

[日 時] 平成18年11月9日(木) 午前10時~午前11時25分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、助役、収入役、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針について (福祉部)

3 連絡事項

(1) 土砂災害警戒区域等の指定に伴う説明会について (建設部)

1 市長あいさつ

皆さん、お忙しい中、臨時庁議に集まっていただきありがとうございます。

本日の議題は、保育所の民営化についてであります。5月の第3回庁議で基本方針(案)を庁議決定しましたが、この案に基づいて、市議会や保護者の皆様方への説明、そしてパブリックコメントの実施・検証が終了いたしました。本日の庁議では、これらの中でいただいたご意見などを踏まえて、民営化基本方針を審議し、決定したいと思っております。

それでは、議事に入ります。

2 議 事

(1) 新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針について(福祉部)

市長 新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針について、福祉部から説明をお願いします。
<福祉部長が、民営化基本方針等について説明>

まず、基本方針の説明を行う。「はじめに」ということで、民営化の背景を記載あり、「新居浜市行政改革大綱では、長期展望に立脚した財政の健全化のため、福祉施設の民間委託または移管を推進すると方向付けている。さらに、集中改革プランでは、一層の市民サービス水準の向上と業務の効率化を目指し、公の施設の民間委託など民間活力の導入をさらに進めるとしている。」と記述している。

次に、「保育所民営化の基本的な考え方」について。「(1)民営化した保育所で、より柔軟な特別保育事業の拡充を図ること。(2)民営化された公立保育所の人材を他の公立保育所で有効活用を図ること。(3)公私立保育所の相互交流・職員研修などにより市内保育所全体のレベルアップを図ること。(4)民営化により市財政の長期的な健全化を図るとともに、総合的な子育て支援事業等を推進すること。」としている。(4)については、基本方針案では、「民営化で削減された経

費の一部で、子育て支援事業等を推進する。」としていたが、民営化で削減された経費の全てが他の子育て支援策に充当されると誤解されやすい表現であった。よって、一つ目には市財政の長期的な健全化を図ること、二つ目には子育て施策についても長期的、総合的な見直しを行うということを強調する表現に変えた。

次に、「保育所民営化の方法」について。「1 民営化を行う保育所の選定」では、保育所を継続的、安定的に運営できる大規模保育所である「南沢津、八雲、中萩、新居浜保育園」としている。次に、「2 民営化の手法」について。民間に委託する方法もあるが、市が施設の設置者として残る、受託者の機動的な対応は制限される、また、国による運営費の一部が支給対象外となるなどの制約があるため、「民営化の手法は民間移管」としている。次に、「3 移管先の選定」について。児童福祉法の改正により、保育所の運営主体が、企業、学校法人、NPO等の団体、個人でも認可の対象となったが、社会福祉法人等以外の運営主体では保育所運営の実績評価が定まっていないため、「市内の保育所の運営経験を有する社会福祉法人または財団法人を移管先の対象とする。」としている。また、選考の主眼点として、「職員配置など保育環境の維持向上が図られ、良質な保育及び保育所運営を継続的に安定して実施できる体制であること。多様な保育需要に対応するため、市が指定する特別保育事業を実施すること。子育て支援事業に積極的に取り組み、保育需要に柔軟に対応していくこと。」としている。なお、選定に当たっては、「公募でプロポーザル(企画提案)方式で、選定委員会で移管先法人を選定する。」としている。選定委員会の委員としては、学識経験者、公立保育所の園長、保護者代表、市の職員等で構成したいと考えている。次に、「4 移管のための条件整備」について。「土地は、継続して保育業務に供するとの条件で無償貸与とする。建物及び物品は、継続して保育業務に供するとの条件で無償譲渡とする。」としている。次に、「5 職員の対応」について。民営化される4保育所の正規保育士は、「公立保育所10園に配置換えする。」としている。そして、民営化される4保育所の臨時保育士と非常勤職員(調理員)及び他の公立保育所10園で民営化保育所の正規保育士と入れ替わった臨時保育士については、「移管先法人へ積極的な正規職員としての雇用を要請する。」としており、これによって継続した保育が可能になり、子どもたちの負担が少しでも解消するよう努力していきたいと考えている。次に、「6 円滑な移管」について。保育士等の職員が入れ替わることによる入所児童への影響が一番心配されることであるため、「事前に移管先法人の職員が引継保育を行い児童の状況を把握する。」としており、引継保育は3か月間を考えている。また、「市(公立保育所)・移管先法人・保護者の三者懇談会を随時開催していくこと。」としている。次に、「7 施設改修」については、園によって違いはあるが屋上防水、クロス張替えや外装塗装などをすることとしている。

次に、「一般財源等の年度別推移」について。平成23年度に4園全てが民営化された時点で、累計74百万円、10年間で433百万円の削減となり、この数字は基本方針案と変わっていない。

次に、「保育所民営化のスケジュール」について。民営化する1園目の八雲保育園については、平成18年度中に移管先法人候補者を決定し、19年度に施設改修、三者懇談会、引継保育を行ったうえで、20年4月に民間移管する。他の保育所も、以後同様である。基本方針案では、基本方針の決定を10月としていたが11月にずれこんだため、「11月に民営化基本方針の決定、公開」そして、市政だよりでの広報は12月に変更した。また、引継保育について期間未定としていたの

を「20年1月から3か月間」に変更、「6月議会で建物の無償譲渡の議案上程」を新たに追加した。なお、民営化後一定期間はその成果を検証するため、「第三者による評価機関を設け、経過観察を行う。」としているが、この一定期間とは5年程度を考えている。以上で、基本方針の説明を終える。

関連するため、引き続き移管先事業者の募集要領(案)について説明する。これは、決定でなく福祉部の考え方、基本方針を作成するうえでベースになっているものとして受け取ってもらいたい。

「2. 八雲保育園の施設の状況と保育内容」として、その状況・内容を別紙で示し、建物等の無償譲渡や保育所用地の無償貸与のことを記載している。なお、「土地の無償貸与は10年間とし、その期間終了後については、協議のうえ期間更新できる。」としている。「3. 応募資格」としては、まず「(1) 新居浜市内に主たる事業所のある、保育所の運営経験を有する社会福祉法人又は財団法人」であることとし、(2)で、市税の滞納がない者など通常の要件を書いている。次に、「4. 移管にあたっての諸条件」である。まず、組織・職員として、「(3) 施設長は、児童福祉施設において3年以上の勤務実績を有する者。」「(4) 主任保育士は、10年以上の保育経験を有すること。」「(5) 保育士については、保育士実務経験5年以上の者が3分の1以上含まれること。」と制限を設けている。また、「(6) 共同引継保育の期間は、移管の日の前日までの3か月」としている。次に保育所運営については、「(3) 市民のニーズに対応した保育事業を積極的に実施すること。」「(4) 地域に根ざした保育所づくりに努めること。」そして一番大事なことであるが、「(5) 子どもたちの保育環境に急激な変化をきたすことがないよう配慮がなされること。」としている。次に保育事業の内容として、「(1) 保育所保育指針(平成11年10月29日厚生省児童家庭局長通知)を基本とし、現行の保育方針・保育目標を継承すること。」「また、開所時間や乳児保育、延長保育、障害児保育の実施を記載し、そして「(6) 原則として3年間は移管前の年間行事を継承することし、4年目以降については独自の行事について提案して良い。」としている。次にその他として、「(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間、市と協力しながら、市・移管法人・保護者の三者懇談会の実施などによる保育所運営の全般にわたる引継ぎあるいは児童の処遇についての八雲保育園での引継ぎ保育を行うこと。」そして、園児及び保護者に対する保育の継続性への配慮あるいは移管後の円滑な保育所運営のため、「(3) 八雲保育園に勤務している臨時保育士・調理員が移管後の保育所での就労を希望する場合は、積極的に正規(常用雇用)職員に採用すること。」とし、また、在園児の保護者の新たな負担増が伴わないよう、「(6) 在園児の制服、道具類等は、在園中は現在使用しているものを引き続き使用できることとする。」としている。

「6. 選定方法」としては、「(1) 移管先事業者は、(仮称)新居浜市立保育所移管先事業者選定委員会の審査に基づき候補者を決定するが、財産の譲渡についての議会の議決を経てから移管する。」としている。また、選定にあたっては、「(2) 書類審査、実地調査、その後面接審査を行う。」としている。「7. 選定までのスケジュール」としては、募集期間を1月15日(月)~1月31日(水)事業者説明会を1月10日(水)に行うこととしているが、募集期間が2週間程度では短いため、事業者説明会の日10日から募集を開始するように変更を検討している。また、2月上旬に書類審査と実地調査を行い、ヒアリング審査を2月中旬として、審査結果を3月上旬に通知するというスケジュールで行いたいと考えている。

次に、移管先事業者選定委員会の設置要綱(案)について説明する。第3条で、委員は学識経験者、市職員、市立保育所長、保育所保護者代表としている。学識経験者としては、公認会計士又は税理士、弁護士、主任児童委員、福祉施設代表などが考えられる。以上で説明を終える。

市長 保護者説明会でお配りするには、この基本方針はあまりに長すぎるのではないか。簡潔に要点をまとめた概要版を作って配布した方が良いと考える。

福祉部長 基本方針全文は、市ホームページに掲載する。あまり簡略化しすぎると、親切でない、説明不足であるとも言われ難いところがあるが、保護者説明会にはわかりやすくまとめたものを配布し、詳細を知りたい方はホームページを見ていただくというようにしたい。

市長 文章の並びも大事である。最初に結論を出して、その後に、その理由や背景を説明するような形の方が理解しやすく、また伝わりやすいと思う。

福祉部長 わかりました。結論を先に記載するよう修正します。また、保護者配布用にパンフレットの概要版を作成します。

市長 基本方針(案)では民営化対象でない保育園名が記載されていたが、誤解を招きやすい。今回は決定された方針であるため、民営化する4園だけを記載する方が良い。総務部長。民営化が進むと保育士は長期間採用できないが、人事的にどうか。

総務部長 定員適正化計画では、想定済みです。

市長 民営化による削減経費の試算、その根拠は明確か。再度、財政課と協議して確認しておくこと。

収入役 移管先募集要領の移管先事業者の諸条件で確認したいことがある。八雲保育園は定員が150人であるが、法律に基づくのか、又は適正な配置というのか、必要な保育士の人数は示さないでいいのか。

福祉部長 保育士の配置基準は、乳幼児3人に保育士1名、1歳以上3歳未満児6人に保育士1名、3歳以上と4歳未満児20人に保育士1名、4歳以上児30人に1名と決まっている。なお、移管先を募集する時は、入所児童数を明示することにしている。

収入役 保育事業の内容等で、給食を直営で実施することとなっているが、現在の保育所は全て直営で行っているのか。

福祉部長 全て直営で実施している。

港務局事務局長 移管先募集時に、現在の正規職員、臨時職員、非常勤職員の人数を示さないと、やはり、応募しにくいのではないか。現状の人数を示した方が良いと考える。もう1点、募集要領では、現在八雲保育園に勤務している臨時保育士・調理員が移管後の保育所での就労を希望する場合は、積極的に正規(常用雇用)職員に採用することとしているが、他の公立保育所で民営化保育所の正規保育士と入れ替わった臨時保育士の採用については何も記載されていない。基本方針では、この入れ替わった臨時保育士の雇用も要請するとしているのに、どうしてなのか。

福祉部長 移管先法人が保育士を募集する19年度では、入れ替わる臨時保育士が誰かわからない。最優先させることは、民営化された保育所の保育士全員が4月1日に入れ替わることがないようにすることである。八雲保育園の臨時保育士は約1/2いるため、八雲保育園の臨時保育士は極力採用してもらいたいということである。現実的には、移管の3か月前から引継保育をすることになっているため、移管先事業者は移管の6か月ぐらい前から保育士、職員の募集をするのではないかと思うが、その時に民営化されない公立保育所10園の臨時保育士も応募することになるであろう。よって、募集要領には記載する必要はないと考えている。

港務局事務局長 引継保育は1月から開始される予定であるが、民営化されない公立保育所10園の臨時保育士で新たに移管先の保育士に採用された人は、この八雲保育園の引継保育に参加することになる。それでは、移管先に採用された臨時保育士が在籍していた公立保育園の保育に支障をきたすのではないか。

福祉部長 市が指定する職員（施設長、保育士、調理員）を配置して引継保育をすることとしているが、その人数については、決定された移管先事業者と協議して決めていきたいと考えている。

港務局事務局長 引継保育期間の person 費は移管先が持つようになっており、移管先はできるかぎり人数を少なくしようとするのではないか。市としては、できる限り多くしたいと思うが、ある程度のルールを作っておいた方が良いのではないか。

福祉部長 事業者への応募要領説明会までには、市が指定する職員の数を決めておくようにしたい。

市長 引継保育は何人以上を派遣することと明示した方が良いと考えるので、事業者説明会までに派遣人数の検討をしておくこと。

監査委員事務局長 移管先の募集要領についてであるが、原則として3年間は移管前の年間行事を継承することとしている。経費がかかることではあるが、移管後3年間は困難としても、ある程度の期間、市の保育士を派遣することは考えていないのか。

市長 基本方針では、移管後第三者による評価機関を設け経過観察を行うとしているが、市のフォロー、支援策について記載されていない。保護者説明会等でもよく質問されたことである。市保育士を派遣・常時勤務させることや、巡回的に市保育士を行かせることなどが考えられるが、移管先事業者としては移管後は自分達に任せてもらいたいという気持ち、また市保育士が常時いては運営しにくい面があると思う。よって、派遣方式はとらない方が良く考える。また、移管先事業者からの相談窓口を作るとか、保健センターによる園児へのメンタル的な支援も考えられる。

福祉部長 福祉部としても支援策を考えているが、市保育士による支援を行う場合は職員の派遣ではない方法が望ましいと考えている。

事務局 市保育士の派遣についてですが、本市では公益法人等への職員の派遣等に関する条例を制定しており、規則で派遣できる公益法人を定めているが保育所はありません。派遣する場合は、規則の改正が必要となることだけは認識しておいてください。

市長 　　では、基本方針に「移管後、福祉部による支援体制を整備する」旨を追加する。なお、具体的な支援策は事業者説明会までには詰めておくこと。

監査委員事務局長　　基本方針の移管先の選定である。基本方針が決定されれば4年間拘束されるが、移管先を市内保育所の運営経験を有する社会福祉法人又は財団法人としている。幼保一元化も可能になったことから、学校法人である私立幼稚園を対象外にすることはどうかと思うが。

市長 　　今までずっと、「市内の保育所の運営経験がある事業者に民営移管する。新居浜市内で私立保育園は立派な保育をしており、そこに移管することは何ら心配はない。」と説明し、それを前提としてきた。規制緩和の意味で言えば、移管先の対象を大幅に広げる、つまり松山の保育所の委託方式と同様にとということになるが、本市では今言ったことを前提として民間移管を進めたいと考えている。

監査委員事務局長　　今後、民営化4園の園児募集時に、この保育所がいつ民営化されるか保護者の方にお知らせしておいた方が、後々問題が起こらないと思うが。

福祉部長 　　当然周知しておく必要があると考えている。園児の募集時には説明する。

監査委員事務局長　　もう1点。移管先事業者に、延長保育（午後6時～午後7時）の実施を求めているが、将来的に夜間保育や休日保育についてはどう考えているのか。

福祉部長 　　最低が延長保育。夜間保育や休日保育については、委託事業の範囲内で移管先事業者から提案があればとは考えているが、市の予算、財源の問題があり、まず10か年実施計画の中で新たな保育事業として実施するかどうかの決定が必要であり、現時点では夜間保育等は困難であると考えている。

助役 　　プロポーザルの中で、「夜間保育等をしたい。」と意欲を見せる事業者もいるかもしれない。本市は公立保育所を民間に委託するのではなく、民間に移管するのであり、募集要項は最低これだけの事業実施はしなければならないということである。

市長 　　認可保育所は、夜間保育等の事業を自分で勝手にお金を取って実施することはできないのではないか。

福祉部長 　　できないというのが現実的です。無認可保育所と同様に、市の補助がなくても実施することは可能です。

港務局事務局長　　移管した保育所が廃園になった場合はどうなるのか。土地は無償貸借なので返還されると思うが、無償譲渡した建物や物品はどうなるのか。また、移管後、無償貸与している土地に移管先事業者が自己資金で新たに建てた建物がある場合はどうなるのか。保育所自体を建て替えていることも考えられ、財産権の問題が発生すると思う。想定したくはないが、このあたりの取り決めをしておく必要があるのではないか。

市長 　　大変大事なことである。市が新たな事業者を探すか、市が改めて保育所を運営することになると思うが、保育所の民間移管は他市でも多くしているので、先進地の対応状況、契約書などを十分に調査し、検討しておくこと。

市長 　　他に質問、意見等はないか。

　　では、「八雲、南沢津、中萩そして新居浜保育園4園を平成20年度から1園ずつ民

営化する。」という大きな方針は決定したいと思うが、よろしいか。

全部局長

はい。

市長

最終の民営化基本方針等については、この庁議での意見や議論を整理・反映し、決裁にて決定したいと思う。よろしいか。

全部局長

はい。

市長

では、これで本日の議題は終了する。連絡事項に移るが、所用があるため、連絡事項については、収入役に進行をお願いする。

3 連絡事項

収入役

土砂災害警戒区域等の指定に伴う説明会について、建設部から報告をお願いする。

建設部長

現在、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に伴う土砂災害警戒区域等の指定についての説明会を開催しているが、各部各課にまたがっているため、代表して説明する。土砂災害防止法は平成13年4月1日に施行されたが、この法律制定の契機の一つとなったのが、平成11年の広島災害であり、325箇所で土石流やがけ崩れが発生し24名の方が犠牲となった。また、背景には、新たな宅地開発で危険箇所が増加していることが挙げられ、国全体では、昭和57年～平成9年の15年間で約1万箇所のがけ崩れ対策を講じたにもかかわらず、その間に危険箇所が約1万4千箇所も増加している。この法律は、全ての危険箇所でのハード対策には膨大な費用と時間がかかるため、がけ崩れ、土石流、地すべりなどの土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うなどのソフト面の対策をとろうとするものである。住民の方に自分達が危険な場所、警戒区域に住んでいるという認識を持ってもらうこと、もう一つは、認識を持ってもらう警戒区域の中でも、家が破壊されるなど特に物理的な被害が発生する恐れがあるという場所、特別警戒区域については開発の規制等をかけていこうということで、区域の指定をすることになっている。区域を指定するのは県知事であるが、県が基礎調査を実施し、危険であろうとする地区の住民説明会を開催、その後市長に意見照会、その意見をもとに知事が区域の指定をするという流れになっている。本市における取組み状況であるが、平成16年度から県が基礎調査を開始し、国道11号線北側が調査済みであり97箇所について指定予定、今11号線南側を調査しているのが、萩生地区の一部を除いて39箇所となっており、今年度中には調査を完了、地元説明会も終了し、同意が得られる所から、順次、区域の指定をしていくことになっている。また、泉川地区と大島地区で住民説明会が既に終了しているが、この2校区については特に反対の意見などはなかった。なお、特別警戒区域では、建築物の構造規制、特定の開発行為については規制がかかるともに、建築物の移転についての勧告ができるようになっている。なお、移転には宅金融公庫の融資や補助などの支援措置がある。県は南予から予定し一部調査を実施していたが、平成16年の本市を含めた東予地方の災害を受けて、東予からと方向転換、そして最初に新居浜市から指定することになった。来年は、西条市の予

定となっている。説明会の主催は県であるが、指定がなされると市の地域防災計画で避難体制の整備など諸々の取り決めを地区ごとに整備しなければならないということで防災担当の総務部、自治会との関係で市民部、及び消防本部、環境部、建設部と関係部局が合同で説明会に参加している。以上で報告を終える。

- 収入役 何か質問等はあるか。今まで、急傾斜地崩壊危険区域という地域指定があったが、この区域も包括されているのか。
- 建設部長 それよりも増加している。
- 福祉部長 特別警戒区域内で、今から、土地も造成して住宅を建てようとするれば建築することはできるのか。
- 建設部長 区域指定は順次なされていく予定であるが、基準に従った開発行為で許可が得られれば、可能である。なお、建て替えも、条件を満たしておれば可能である。
- 事務局 特別警戒区域に指定されると、現在住んでいる人は移転するよう指導していくのですか。
- 建設部長 移転等の勧告ができるのは県であり、市にはその権限がない。今住んでいる人には、同法の勧告をするのは困難と考えるが、非常に危険、著しい損壊が生じる恐れのある場合は可能性はある。
- 収入役 この法律に関連して、平成14年頃、本市の建築基準法施行条例の一部改正したと思うが。
- 建設部長 一部改正している。
- 収入役 他に質問はないか。ないようなら、他に連絡事項があるか。
- 選挙管理委員会事務局長 来年の愛媛県知事選挙と統一地方選挙の日程について、お知らせしたい。既に庶務担当者会等でお知らせしているが、愛媛県知事選挙は、選挙の期日、投票日が1月21日(日)、選挙期日の告示日が1月4日(木)となっており、期日前投票は1月5日(金)から1月20日(土)の期間で、午前8時30分から午後8時まで市役所1階ロビーで行う予定である。なお、期日前投票は、別子山地区の方は別子山支所でも可能であるが、期間及び投票時間は現在のところ未定である。次に4月の統一地方選挙についてであるが、この選挙は法律改正により決定される。先日閣議決定されており、日程がほぼ決定しているためお知らせする。愛媛県議会議員選挙は、選挙の期日が4月8日(日)、選挙期日の告示日が3月30日(金)、新居浜市議会議員選挙は、選挙の期日が4月22日(日)、選挙期日の告示日が4月15日(日)となる見込みである。統一地方選挙は、年度当初で人事異動等もあり各部局とも大変な時期であると思うが、応援勤務、投票所の会場確保など格段の協力を願いたい。なお、応援勤務については各部局忙しいと思うが、途中で交代することがないように継続して一人の方が勤務してもらいたい。
- 収入役 何か質問等はないか。
- 教育長 統一地方選挙の選挙の期日のことであるが、愛媛県議会議員選挙は4月8日(日)のことである。学校の体育館が投票所となっているところは、準備を含めて7日、8

日の2日間を貸すことになるが、小学校の入学式が4月9日(月)にあり、入学式も椅子を並べるなどの準備がいる。また、新居浜市議会議員選挙は4月22日(日)とのことだが、通常この日ぐらいにPTA総会を開く学校が多い。選挙の日程は変更できないから、各学校に統一地方選挙のことを早く知らせ、今から準備、日程調整をしていかなければならない。

選挙管理委員会事務局長 会場借り上げについては本日ぐらいに決裁をとり、依頼文をお出ししたいと考えている。協力をお願いしたい。

収入役 他に質問、または連絡事項はないか。ないようなら、第10回庁議をこれで終わる。